

# 財務に関する監査の観点から見たIT統制

公認会計士・システム監査技術者

加藤 俊也 氏



## 1. はじめに

2006年3月に国会に提出された金融商品取引法（証券取引法改正案）は、上場会社について、新たに内部統制報告書を提出しなければならないことを定めている（同法24条の4の4）。さらに、内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないことも規定されている（同法193条の2第2項）。これが、一般に「日本版SOX法」と呼ばれる内部統制の構築・評価・監査制度である。

ここで法制化される内部統制は、財務報告の信頼性を目的とするものであり、有価証券報告書の一部として公表される財務諸表（決算書類）の信頼性を確保するために、新たな法制化がなされたものである。

## 2. 財務諸表の信頼性はITが支えている

財務報告の信頼性を目的とする内部統制とは、財務諸表を作成する会計システムが、不正や誤謬を生じることなく動くような仕組みのことである。このような仕組みのためには、統制環境といわれる社風やコーポレート・ガバナンスなどの要素ももちろん関係するが、具体的な業務処理の実施において不正や誤謬を防止する統制活動が重要になってくる。

また、ここで言われている会計システムとは、財務諸表の数値に結びつく、会計情報を生み出すすべての業務を含むものであるから、販売・購買・生産などの基幹システムは、当然会計システムに含まれる。

これらの基幹システムは、上場会社では通常IT化されているため業務システムに対する統制活動を考える上ではIT

統制を抜きにはできない。すなわち、財務諸表の信頼性は、ITが支えているのである。

## 3. 財務諸表監査と内部統制監査

従来の制度では、投資家の的確な判断を保証するため、金融庁が上場企業などに、その事業年度における損益や財政状態などを明らかにした財務諸表を提出させて、広く縦覧させている。それとともに財務諸表の信頼性を確保するために公認会計士又は監査法人の監査証明を受けさせることを義務付けている。この監査を財務諸表監査という。

一方、こうした制度の中での財務諸表の粉飾など不祥事の発生により、財務諸表監査制度を補完・強化するものとして、内部統制の構築・評価・監査制度が新設された。

いずれの制度も、公認会計士または監査法人による監査証明を受けることが求められているが、2つの監査には、どのような相違があるのだろうか。

財務諸表監査の目的は、財務諸表自体の信頼性（財務諸表に虚偽記載がないこと）を確認することである。一方、内部統制監査制度の目的は、財務諸表を作成するシステムに、不正・誤謬などによる虚偽記載を排除するための統制（コントロール）が適切に組み込まれ、有効なものとして整備・運用されているかどうかを確認することである。

すなわち、財務諸表は会計システムによって作成されるが、アウトプットとしての財務諸表自体の評価を行うものが財務諸表監査、作成されるプロセスの評価を行うものが内部統制監査ということになる。

しかし、作成されるプロセスである会計システムの評価は、これまでの財務諸表監査でも行われてきていた。この点について、財務諸表監査の構造から説明する。

## 4. 実証性アプローチにウェイトのある財務諸表監査

財務諸表監査では、監査対象は財務諸表自体なので、そのアプローチは2つある。

一つは、財務諸表に記載された数値について、証拠を入手してその信頼性を立証するアプローチである。例えば、貸借対照表に掲載された預金の数値は、銀行が発行する残高証明書を手入することにより確認することができる。ここでは、このアプローチを実証性アプローチと呼ぶ。

もう一つは、「信頼できるシステムからの出力は信頼できるはず」という考えに立ち、財務諸表が作成される会計システムの内部統制の評価によって、出力結果である財務諸表の信頼性の評価を行おうとするものである。このアプローチは、システム評価アプローチとすることができる。

ここで、「確実な証拠による検証を行いたいが、上場会社の膨大な量の会計データすべてに実証性テストを実施することは困難である」という板ばさみがある。このため、財務諸表監査では、実証性テストはサンプリング（試査）を原則とし、内部統制の評価の高低により実施する実証性テストの範囲の大小を決定するというリスク・アプローチを採用するのが一般的である。実際には、リスク・アプローチによる財務諸表監査では、半分以上の時間が内部統制の評価に当てられているが、米国でのケースに比べれば少ないといわれている。

内部統制の信頼性を評価する目的が、実証性テストのサンプリング（試査）範囲（実施割合やサンプル数など）の妥当性の根拠を得るためであるという意味で、財務諸表監査は、基本的に実証性アプローチに立っているといえる。

## 5. システムの評価を行う内部統制監査

これまでは、間違いのない（虚偽記載のない）財務諸表の作成は企業側（経営者）の義務であっても、作成のための内部統制の構築・整備は義務化されていなかった。また、経済産業省のシステム監査基準はあるものの、内部統制自体の監査や、その結果の公表は法定化されておらず、内部統制について、誰でも理解できるように文書化することは十分に行われていなかった。

したがって、財務諸表監査では、会社側の協力が得られるとはいえ、公認会計士が手探り状態で内部統制を把握・理解し評価する作業を行っており、その結果も公表されなかった。また、こうした評価作業の結果、内部統制に不備があることが判明しても、その不備は財務諸表に虚偽記載が発生する「可能性」を意味しているだけであった。そして、その不備が関係する財務諸表の部分について実証性テ

ストによる検証を行い、虚偽記載がなければ「問題なし」であり、内部統制の改善義務もなかった。例えば、アクセス・コントロールの不備により、重要な会計データに権限のない者がアクセスして内容を改ざんできる状態が存在したとしても、結果的に、その不備を利用して改ざんを行った者がいなければ、財務諸表に虚偽記載はないので、監査報告書での指摘事項にはならないのである。

しかし、内部統制の不備が改善されなければ、財務諸表に虚偽記載が発生する可能性は存在し続ける。たとえ範囲を拡大してもサンプリングによる実証性テストでは、発生した虚偽記載を見逃してしまう可能性は常に残る。

こうした点から、信頼できる財務諸表を投資家に提供するという最終目的を達成するために内部統制の構築・評価および監査の法制化がなされたのである。内部統制監査においては、内部統制が有効に整備・運用されているかどうかについて公認会計士の監査が実施され、重大な不備（欠陥）があった場合は、指摘事項として公表される。

システム評価のアプローチが、全面的に採用されることになったわけである。

## 6. 内部統制の文書化が評価の前提

今回の法制化のもっとも重要な点は、会計システムに関する有効な内部統制の構築・整備を企業側（経営者）の義務とした点にある。

今回の法制化では、「内部統制が有効かどうか」の評価を、「経営者が公表しなければならない」とされているが、「内部統制が有効でない」という報告書を提出した場合、「サンプリング（試査）に基づいた財務諸表監査は実施できない」とされているので、「意見差し控え」となり、上場廃止となる可能性がある。すなわち、上場会社の経営者には、有効な内部統制を構築・整備する以外の道はないといえる。

また、「誰にでも理解できるように文書化すること」も求められている。「これまで、日常的な業務をトラブルなく実施し、財務諸表を作成してきたのだから、内部統制は存在している」との声があるかもしれないが、システムがブラックボックスになっていて、一部の人間にしか理解できない属人的な仕組みでは、経営者の理解、すなわち組織として情報が共有されているとはいえない。評価とは、理解ができて始めて可能となるものであるから、「本当に適切な水準となっているのか」、「変化に応じて改善される仕組みとなっているのか」を含めた内部統制の内容が、誰にでも理解できるように文書化されていることが、評価の前提となる。

構築・整備を実施した担当部署以外の人間によって内部統制の評価が実施されるので、評価者に理解できるように

なっている必要がある。

こうした文書化と定期的な評価により継続的な改善を行うという考え方は、ISOによる品質管理の考え方と同様である。

## 7. 業務処理統制の構築・整備の支援も必要

上場会社の販売や購買などの基幹業務システムを含む会計システムは、ITによって支えられており、情報システム部門は、これまでも信頼できる財務諸表の作成を担ってきたが、今回の法制化により、その責任はさらに重くなる。

IT化された会計システムの内部統制は、ITインフラにおけるセキュリティなどの全般統制に留まらず、基幹システムのアプリケーションに組み込まれた、ITを使用して不正・誤謬を防止・発見する仕組みまでを含む。手作業による業務と一体化したアプリケーションにおけるIT統制（業務処理統制）の文書化や評価は、情報システム部門の支援なしには実施不可能である。

情報システム部門は、こうした点を十分理解し、内部統制の構築・評価・監査制度の全面適用に備える必要がある。

### [著者紹介]

加藤 俊也（かとう としや）

公認会計士、システム監査技術者、情報処理技術者試験委員  
日本公認会計士協会IT委員会に20年以上携り、財務諸表監査におけるIT内部統制の評価など、ITによる業務システムのコントロールに関する実務を行う。一方、ITコーディネータ制度の立上げを支援するなど、中小・中堅のシステム構築や、内部統制整備にも携わる。

現在、上場会社に導入されようとしている内部統制の構築・評価・監査制（JSOX）において、IT統制の構築コンサルティングを実施しようとしており、日経コンピュータなど主催のセミナーの講師を担当。

また、日本公認会計士協会が、財務諸表監査におけるIT内部統制の評価の強化を目指して立ち上げた、監査IT支援制度の運営委員会構成員長を担当。